

「迅速かつ正確な報告」とは何か

安全安定輸送を理由にした労務管理
それは、社員管理の徹底でしかない

組合員のみなさん！ ユニオン・国労組合員のみなさん！

10月1日付で「迅速かつ正確な報告の重要性について」という所長掲示が出されました。同じ内容の掲示が在来線、車両所、駅などに一齐に出されました。同内容の事が総合点呼でも強調され、また所内放送でも呼びかけられています。

その重要性について掲示では「事故の再発防止を図り、将来に亘って安全安定輸送を確保していくためには、発生後速やかに正確な事実の把握に努めることが肝要」としています。

特に乗務員は、事故や異常時の報告を乗務報告書に詳しく書いて報告していると思います。点呼時に、足りない部分があれば訂正し、また補足もしていると思います。

組合員Cさんは、運転車掌業務時に起動後の列防扱いがあったため、乗務報告書にその経過を書いて提出しました。しかし、運転助役から「時系列報告書を書くように」と言われましたが、乗務報告書の記載以外に書くことがないため「これ以上書く事はない」と時系列等報告書を断りました。

ところが次勤務の東二輪折り返し時に運転助役から「時系列等報告書を拒否した件で用件がある」と告げられました。当然、翌日の退出点呼では「営業科長用件」があり営業科長と運転科長が待ち構えていて「時系列等報告書を拒否した理由」について聞きたいとのことでした。Cさんの質問に対して営業科長は「乗務報告書は正式な報告ですが、決められた様式で報告を求める」と、二重の報告を求めてきました。しかしCさんはこの日、用事があったため事情聴取を断ったところ、次勤務を日勤に変更されました。

Cさんと科長のやり取りは、一見「安全安定輸送に係わる」かのようにみえます。しかしなぜ二重の報告をする必要があ

るのでしょうか。科長は「必要かどうかは会社が判断することで、あなたが決めることではない」と一方的な姿勢です。

また別の組合員Dさんは、指令から時系列報告書を書くようにと言われた時「考えておきます」と言った後、すぐに「分かりました」と返事をし、実際、時系列等報告書を書いて提出しました。にもかかわらず、後日「指導科長用件」が通告され「報告はあなたの判断ではない、指示されれば書かなければならない。指導します」と言われたのです。

ここで何よりも問題なのは「安全安定輸送」には全く関係のないことで時系列等報告書を強要しているということなのです。掲示では、「発生後速やかに」と記することで、あたかも事故や異常が発生した時の報告であり、「安全安定輸送の確保」のために必要という見せかけをつくっているのです。見せかけだということは、「とうにうん」第7号で紹介した事例でその特徴をハッキリと出しています。すなわち「科長用件の内容」ではなく「用件を拒否した」ことに対する時系列報告書を強要されているのです。

特に乗務員は、退出点呼後はもとより、出先でも休憩時間（超勤になるとはいえ、労働外時間です）や睡眠時間を裂いて様々な報告書を作成しています。たまったものではありません。むしろこの現状は、安全安定輸送に逆効果でしかありません。

組合員のみなさん！ ユニオン・国労組合員のみなさん！

わたしたち東海労は、これまでの状況報告書や顛末書や始末書がボーナスカットや不当な転勤の根拠に使われてきたことから反対してきました。

このような、わたしたちの取り組みを何としても圧殺しようと考えられたのが「時系列等報告書」で、もっともらしい理由として出されたのが安全対策室・人事部（実際は管理部人事課・賞罰が担当している）連名の平成19年1月の掲示と今回の所長掲示「迅速かつ正確な報告の重要性について」です。

このことは、東海労のホームページで明らかにした「取扱注意」の但し書きが付いた「管理者の占有に係わる内部文書」の中の、組合を意識したQ&Aに明確に示されています。

すなわち「安全安定輸送の確保」を理由にした労務管理、とりわけ「命令に服従する」社員づくりの「報告」です。

東海労は、労務管理のための時系列等報告書に反対します。